

健康局国立病院部

1. 国立病院・療養所の独立行政法人化について

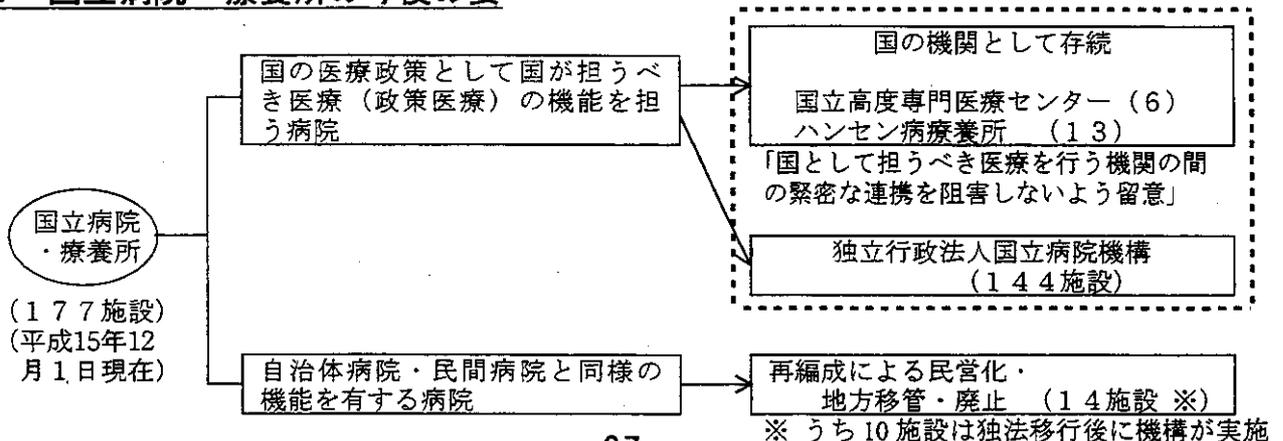
独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）

◇ 中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所が移行する独立行政法人国立病院機構を設立するため、その名称、目的、業務を定める等の措置を講ずる。

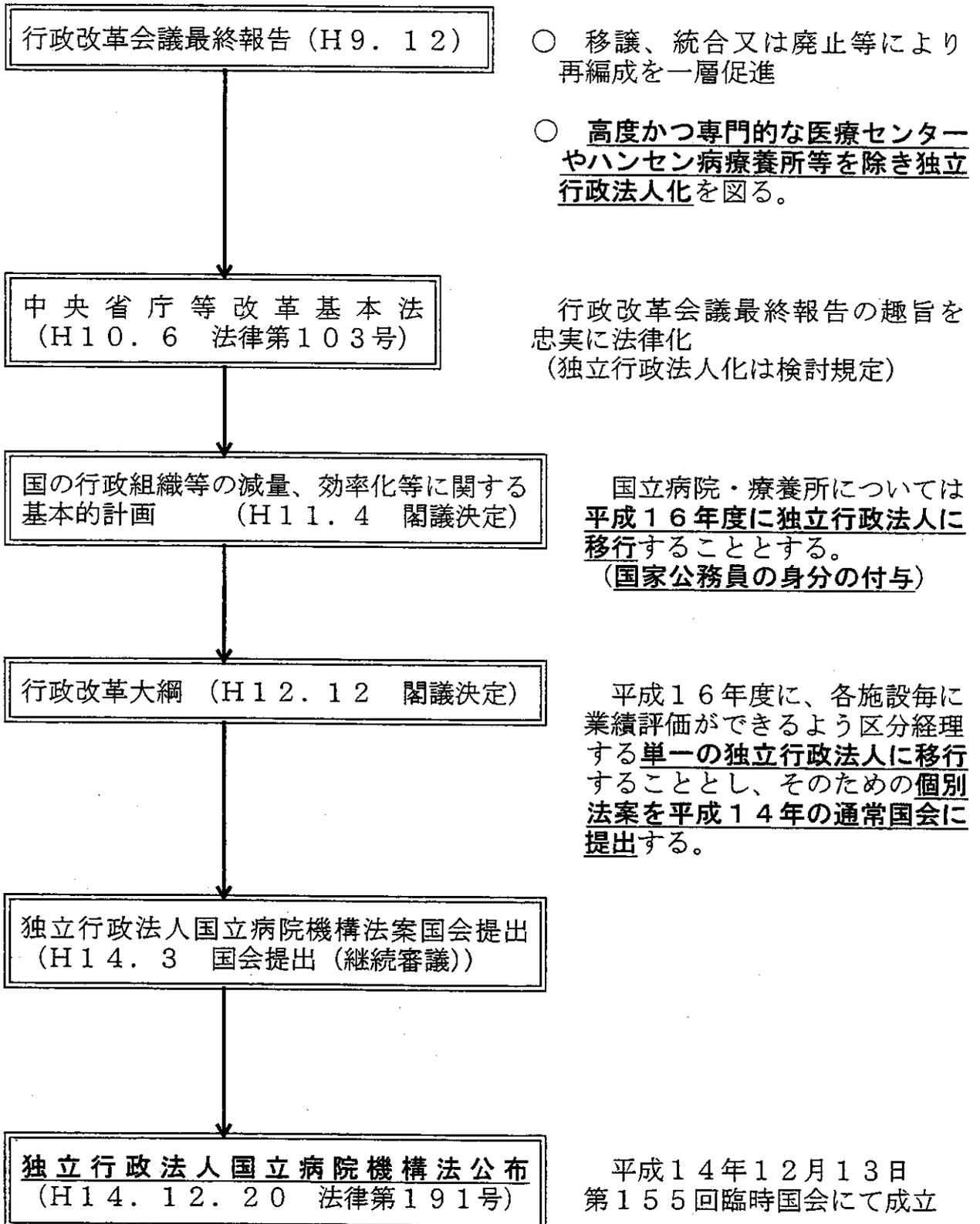
1 概要

- (1) 法人の名称 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）
- (2) 法人の目的及び業務
医療の提供、医療に関する調査及び研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他のものであって、国の医療政策として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与
- (3) 役職員の身分 国家公務員の身分を付与（特定独立行政法人）
- (4) 資本金等 機構の資本金、その他所要の規定を整備
- (5) 役員
理事長1人、監事2人を置くほか、副理事長、理事5人以内、非常勤理事8人以内を置くことができる
- (6) 施設毎の経理の明確化
業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務諸表を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表
- (7) 長期借入金等
機構は、施設整備等のために、長期借入や債券の発行を行うことができることとし、政府は、予算の範囲内において債務保証を行うことができる
- (8) 緊急時の厚生労働大臣の要求
災害その他の緊急事態の際に厚生労働大臣が機構に対し必要な業務の実施を求めることができる
- (9) 移行に伴う措置
 - ・ 国立病院特別会計の資産・債務は、国立高度専門医療センターに係るもの（現行特会を改組した特別会計で経理）を除き、機構が承継
 - ・ 機構が再編成業務を承継
- (10) 施行期日 平成15年10月1日（法人の設立は、平成16年4月1日を予定）

2 国立病院・療養所の今後の姿



国立病院・療養所の独立行政法人化 経緯



独立行政法人に移行する国立病院・療養所(154)

国立病院(56)	国立療養所(98)	
国立札幌病院	国立療養所札幌南病院※	国立療養所北潟病院
国立函館病院	国立療養所帯広病院	国立療養所敦賀病院
国立弘前病院	国立療養所西札幌病院	国立療養所南京都病院
国立仙台病院	国立療養所道北病院	国立療養所宇多野病院
国立水戸病院	国立療養所八雲病院	国立療養所近畿中央病院
国立霞ヶ浦病院	国立療養所青森病院	国立療養所刀根山病院
国立栃木病院	国立療養所八戸病院	国立療養所兵庫中央病院
国立高崎病院	国立療養所岩手病院	国立療養所青野原病院
国立沼田病院	国立療養所盛岡病院	国立療養所西奈良病院
国立埼玉病院	国立療養所釜石病院	国立療養所和歌山病院
国立西埼玉中央病院	国立療養所宮城病院	国立療養所松籟荘
国立千葉病院	国立療養所西多賀病院	国立療養所松江病院
国立病院東京医療センター	国立療養所道川病院	国立療養所南岡山病院
国立病院東京災害医療センター	国立療養所山形病院	国立療養所広島病院
国立相模原病院	国立療養所米沢病院	国立療養所賀茂病院
国立病院横浜医療センター	国立療養所福島病院	国立療養所原病院※
国立松本病院	国立療養所翠ヶ丘病院	国立療養所西鳥取病院
国立長野病院	国立療養所南花巻病院	国立療養所山陽病院
国立甲府病院	国立療養所晴嵐荘病院	国立療養所柳井病院
国立東静岡病院	国立療養所東宇都宮病院	国立療養所鳥取病院※
国立豊橋病院※	国立療養所西群馬病院	国立療養所徳島病院
国立名古屋病院	国立療養所東埼玉病院	国立療養所東徳島病院
国立三重中央病院	国立療養所千葉東病院	国立療養所高松病院
国立金沢病院	国立療養所下志津病院	国立療養所香川小児病院※
国立滋賀病院	国立療養所東京病院	国立療養所愛媛病院
国立京都病院	国立療養所村山病院	国立療養所福岡東病院
国立舞鶴病院	国立療養所神奈川病院	国立療養所南福岡病院
国立病院大阪医療センター	国立療養所久里浜病院	国立療養所大牟田病院
国立大阪南病院	国立療養所南横浜病院	国立療養所筑後病院※
国立姫路病院	国立療養所新潟病院	国立療養所東佐賀病院
国立神戸病院	国立療養所西新潟中央病院	国立療養所長崎病院
国立奈良病院※	国立療養所東長野病院	国立療養所川棚病院
国立南和歌山病院	国立療養所中信松本病院	国立療養所再春荘病院
国立米子病院	国立療養所西甲府病院※	国立療養所熊本南病院
国立浜田病院	国立下総療養所	国立療養所西別府病院
国立病院岡山医療センター	国立療養所厚潟病院	国立療養所宮崎病院
国立福山病院	国立小諸療養所	国立療養所宮崎東病院
国立大竹病院	国立療養所箱根病院	国立療養所南九州病院
国立病院呉医療センター	国立療養所北陸病院	国立療養所沖縄病院
国立下関病院	国立療養所富山病院	国立肥前療養所
国立岩国病院	国立療養所石川病院	国立療養所菊池病院
国立善通寺病院	国立療養所金沢若松病院※	国立療養所琉球病院
国立高知病院	国立療養所七尾病院	
国立病院四国がんセンター	国立療養所医王病院	
国立小倉病院	国立療養所岐阜病院※	
国立病院九州がんセンター	国立療養所長良病院	
国立病院九州医療センター	国立療養所天竜病院	
国立佐賀病院	国立療養所静岡神経医療センター	
国立嬉野病院	国立療養所富士病院	
国立病院長崎医療センター	国立療養所東名古屋病院	
国立熊本病院	国立療養所豊橋東病院	
国立大分病院	国立療養所三重病院	
国立別府病院	国立療養所鈴鹿病院	
国立都城病院	国立療養所東尾張病院	
国立病院九州循環器病センター	国立療養所榊原病院	
国立指宿病院	国立療養所紫香業病院	

(注)※を付した病院は独立行政法人移行後に再編成を行う病院である。

平成15年11月10日
公表資料

「独立行政法人国立病院機構の運営のあり方についての基本的方向」
について

国立病院・療養所については、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除き、平成16年4月に独立行政法人に移行する予定です（独立行政法人国立病院機構の設立。）。去る10月1日には、矢崎義雄国際医療センター総長が国立病院機構の理事長予定者として坂口力厚生労働大臣から指名され、現在、同理事長予定者と国立病院部において独立行政法人移行後の運営のあり方について検討作業が進められています。

今般、各病院、各地方厚生局及び国立病院部における準備作業に資するよう、機構の運営の基本的方向について別添のとおり取りまとめ、本日、独立行政法人に移行する各病院、各地方厚生局及び国立病院部の幹部、職員に示しましたので、お知らせいたします。

今後、国立病院部、各病院等においては、ここに示された基本的方向に基づき、設立に向けた具体的な準備を進めていくこととしています。

独立行政法人国立病院機構の運営のあり方についての基本的方向

独立行政法人国立病院機構法に基づき、国立病院機構として担うべき政策医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、以下を踏まえ、独立行政法人への移行を進める。

1. 国立病院機構が目指すもの

国立病院機構は、病院長が先頭に立って指導力を発揮して、発想の転換を進め、各部門の連携の下、以下の実現を目指す。

- 患者の目線に立ち、国民に満足される安心で質の高い医療の提供
- 各病院の特色を活かした政策医療の提供
- 臨床研究を通じた情報発信など我が国医療の向上への貢献
- 教育研修等を通じた質の高い医療人の育成
- これらの実現のため、また、独法化の趣旨に沿った経営の効率化のため、運営の全般にわたる改革と経営基盤の確立

2. 医療の方向性

(1) 満足の医療

- 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり
- セカンドオピニオンの推奨
- 医療の提供に当たっての患者の価値観の尊重
- 重症心身障害や難病等の長期療養者のQOLの向上と在宅支援の推進
- 病診連携等の地域に根差した医療

(2) 安心の医療

- 各病院の倫理委員会(ERB)、治験審査委員会(IRB)による医療倫理

の確立

- リスク管理の強化
＝専任リスクマネージャーの配置、ヒヤリハット事例分析の推進、院内感染対策の推進
- 救急医療等の充実

(3) 質の高い医療

- クリティカルパスを活用したチーム医療の推進
→ 平均在院日数の短縮、医療の標準化、患者に分かりやすい医療の提供にも資する
- 政策医療ネットワークの活用やナショナルセンターとの連携によるEBMの推進
- 臨床評価指標を活用した具体的な数値目標による評価の導入
(クリティカルパス実施数、患者満足度調査等)
- ナショナルセンターを含めた国立病院を横断する医師のキャリアパスづくり
- 専門看護師の育成を含む看護師のキャリアパスづくり

(4) 我が国医療の向上への貢献

- 教育研修の推進による指導的な医療人の育成
- 政策医療ネットワークを活用した、evidenceの形成のための臨床研究の推進とその成果の情報発信
- 国立病院のネットワークを活用した迅速で質の高い治験の推進
- 病院の個性を活かした高度先端医療技術の開発とその臨床導入

3. 組織運営の方向性

(1) 効率的・安定的な財務運営

- 独法化の趣旨を踏まえ、事業の効率化、企業会計原則に基づく収支相償化、総人件費抑制・人件費比率引下げ等の視点に立った財務運営の実施

- 施設ごとの区分経理及び部門ごとの月次決算の実施による各々の財務状況の早期把握

(2) 効率的・弾力的な組織・人事・職員配置

- 各部門の職責を明確化しつつ、院内の組織立てを弾力化
- 病院長の運営方針を反映できる人事制度の導入
- 副院長の組織上の位置づけ及び職責の明確化
- 複数副院長制の導入と特命副院長の医師以外からの登用
- 組織・運営の形態を見直し、常勤職員と短時間非常勤職員による効率的な職員配置の実現
- 経営企画機能を重視した管理部門の再編

(3) 実績重視の給与制度

- 経営実績や職員の業績・能力を的確に反映した給与制度
 - ・ 職務給の原則に立った給与制度
給与の年齢カーブの調整、年俸制の導入 等
 - ・ 基本給と業績給等の適切な組合せ
経営実績や職員の業績を反映した業績手当 等

(4) 質の高い看護師等養成

- 看護師等養成所を再編成・重点化し、専任教員の集約による質の高い養成を目指す

(5) 経費節減の取組

- 節度ある投資
 - ・ 個々の施設における償還確実性のない設備投資の抑制
 - ・ 建設単価の見直しや契約方法の工夫等による効率的な投資の推進
- 無理・無駄・ムラをなくすための取組の徹底

2. 再編成の推進について

(1) 再編成の基本的考え方

① 国立医療機関としての役割分担の明確化

・ 地域における基本的・一般的医療の提供は他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の医療政策として担うべき医療（政策医療）を実施。

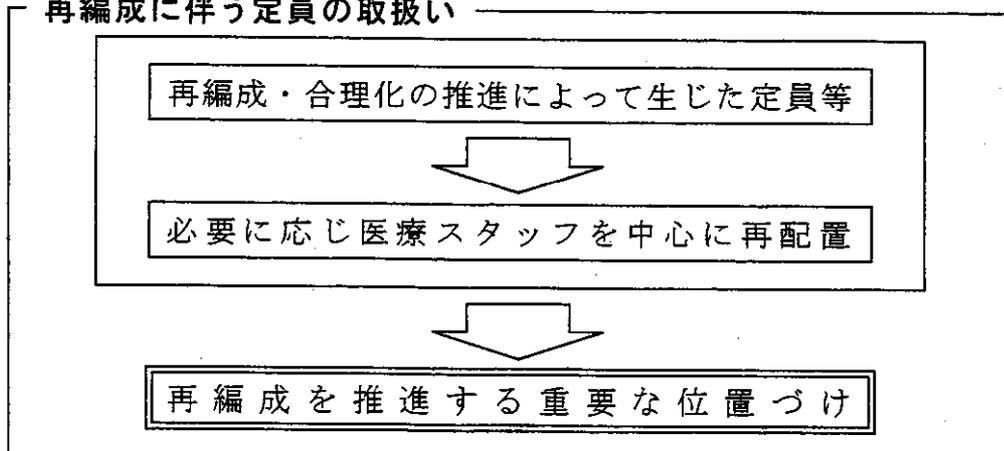
国立病院・療養所の担うべき役割

- ① がん、循環器病などに対する高度先駆的医療
- ② エイズ、ハンセン病、結核など歴史的・社会的な経緯等により地方・民間での対応が困難な医療
- ③ 国際的感染症、広域災害への対応など国家の危機管理や国際貢献
- ④ 診療報酬支払方式に関するモデル的試行など、国家的見地から重要な医療政策の実践

② 国立病院・療養所の機能強化

・ 施設の統廃合又は経営移譲を通じて経営資源を集約・集中するなど、その機能強化を図る。

再編成に伴う定員の取扱い



(3) 政策医療ネットワークについて

ア. 政策医療の範囲の純化

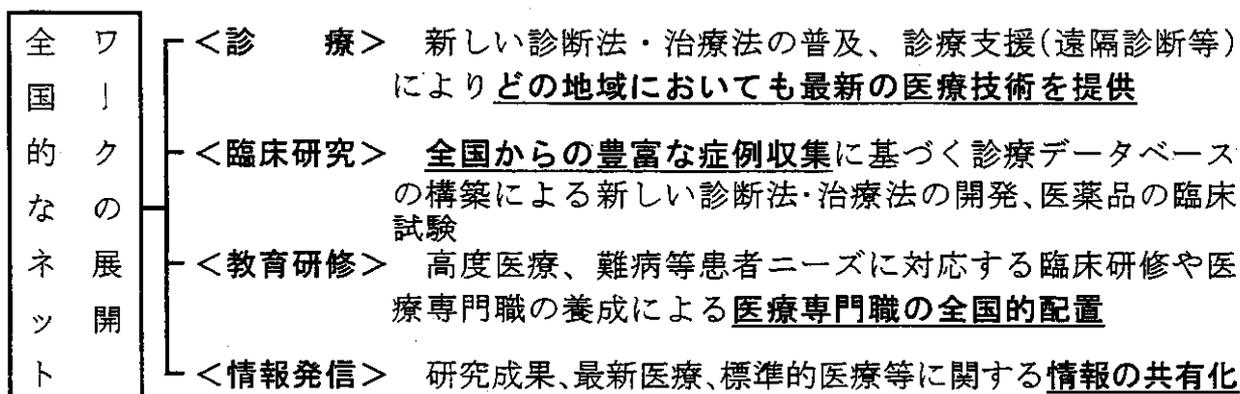
- ・政策医療分野を19分野とし、先駆的な医療や難治性の疾病等に関する診断・治療技術等の機能強化を図る。
- ・結核は、原則として都道府県毎に1ヶ所に集約化する。

<政策医療分野【19分野】>

がん、循環器病、精神疾患、神経・筋疾患、成育医療、腎疾患、重症心身障害、骨・運動器疾患、呼吸器疾患、免疫異常、内分泌・代謝性疾患、感覚器疾患、血液・造血器疾患、肝疾患、エイズ、長寿医療、災害医療、国際医療協力、国際的感染症

イ. 施設毎の機能付与、機能類型化及び政策医療ネットワークの構築

- ・施設毎に担うべき政策医療分野を明確にし、国立高度専門医療センター、基幹医療施設、専門医療施設等の機能類型化を図る。
- ・政策医療分野毎に、国立高度専門医療センター又は高度専門医療施設を頂点とする診療、臨床研究、教育研修、情報発信の機能が一体となった全国的な政策医療ネットワークを構築する。



<具体的な取組み>

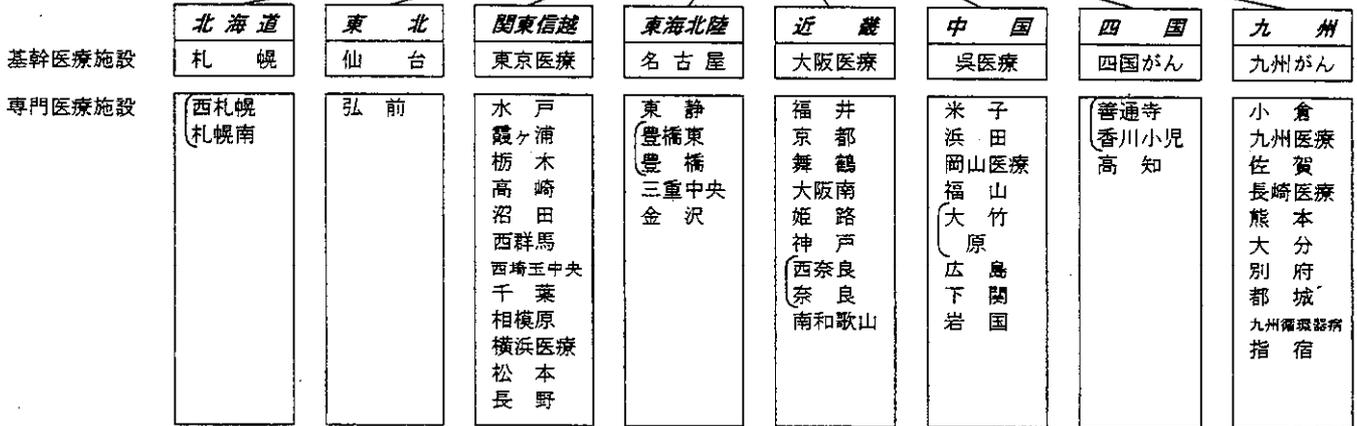
- ① 政策医療分野毎に政策医療推進基本計画を策定し、ネットワーク形成の具体的方策をとりまとめ
- ② 定期的な政策医療ネットワーク協議会の開催
- ③ 組織面を含めた体制整備

政策医療ネットワークの例

が ん

ナショナルセンター

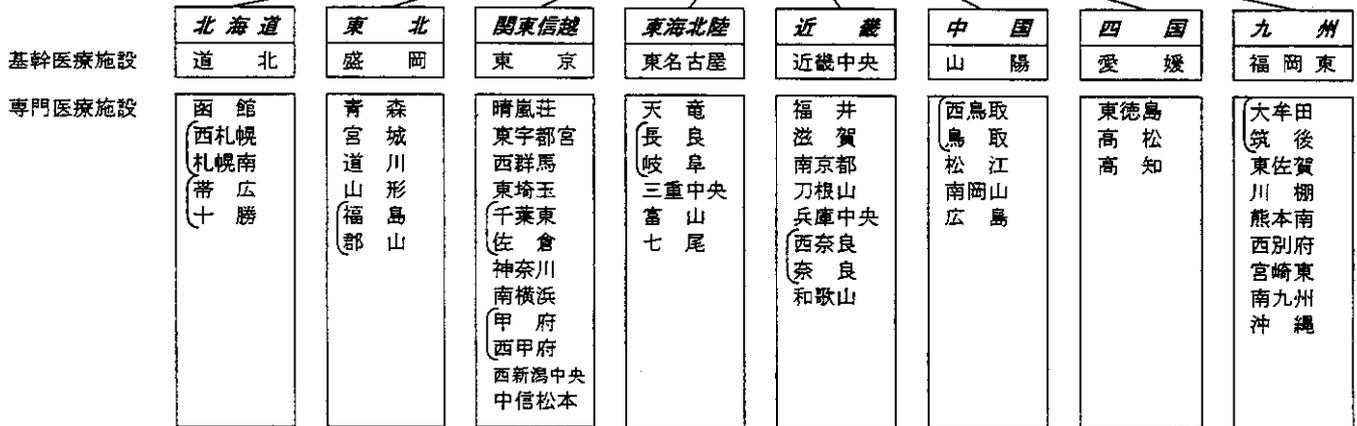
国立がんセンター



呼吸器疾患(結核を含む)

高度専門医療施設

近畿中央



診療：新しい診断法・治療法の普及、遠隔診断等による診療支援等

臨床研究：診療データベースの構築による新しい診断法・治療法の開発、医薬品の臨床試験、共同研究等

教育研修：医療内容の高度化・多様化に応じた臨床研修、医療専門職の養成、地域医療従事者の生涯教育等

情報発信：がんや循環器病等に関する研究成果や最新医療、標準的医療等に関する情報等の提供

3. 国立病院等再編成医療施設の補助金について

医療施設運営費等補助金交付要綱

(国立病院等再編成医療施設運営事業抜粋)

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成8年法律第43号）による改正後の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「特措法」という。）第2条から第2条の3までの規定により国立病院等の資産の譲渡を受けた公的医療機関の開設者等が開設する医療機関（以下「移譲等施設」という。）の運営に要する経費について補助することにより、移譲等施設の運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金

- ③ 国立病院等再編成医療施設運営事業
移譲等施設が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の（4）により算出された額の合計額とする。

(4) 国立病院等再編成医療施設運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出されたそれぞれの額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 公的医療機関の開設者等が特措法第2条第1項の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（特措法第2条第1項各号に掲げる地域（以下「特例地域」という。）にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

② 公的医療機関の開設者等が特措法第2条の2の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

③ 地方公共団体が特措法第2条の3の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、かつ、当該施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により委託した場合

ア. 特措法第2条の3に規定する引継職員数（以下「引継職員数」という。）が同条第1号に掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（特例地域にあつては10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 引継職員数が特措法第2条の3第2号に掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	前年度の損益計算書上の一般会計繰入前経常損失額

平成15年度医療施設等施設・設備整備費補助金（再編成公的
医療機関等施設・設備整備事業分）交付要綱

（通則）

- 1 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「法」という。）第7条に基づく国庫補助金については予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、法第2条から第3条までの規定により国立病院等の譲渡を受けた公的医療機関の開設者等が開設する病院（以下「譲渡施設」という。）の施設及び設備整備に要する経費について補助することにより、地域住民の医療の確保・充実及び譲渡施設の運営の安定化を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）については交付しないものとする。
 - （1）譲渡施設の基本的な施設整備事業。
 - （2）譲渡施設の基本的な設備整備事業。

（交付の対象外費用）

- 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。
 - （1）土地の取得又は整地に要する費用
 - （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - （3）設計その他の工事に伴う事務に要する費用
 - （4）その他の施設・設備整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と当該区分ごとに総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
公的医療機関の開設者等が行う施設整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	譲渡施設の運営に必要な施設の改築等の基本的な整備の工事費又は工事請負費	1 / 2
公的医療機関の開設者等が行う設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	譲渡施設の運営に必要な基本的な医療機器購入費	1 / 2